

(電子メール施行)
介 第 1 4 0 6 号
平成 29 年 6 月 1 5 日

各市町高齢者福祉担当課長 様
(政令指定都市・中核市を除く)

兵庫県健康福祉部少子高齢局介護保険課長

腸管出血性大腸菌による感染症・食中毒予防対策の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

標記のことについて、気温が上昇する夏場を迎え、腸管出血性大腸菌による感染症・食中毒の集団発生が危惧されます。

つきましては、感染症・食中毒発生予防対策の徹底を図るため、貴市町所管の介護保険施設及び介護サービス事業所に対して下記の事項について周知いただきますとともに、啓発用のリーフレットを添付していますので、周知の際に、ご活用くださいますようお願いいたします。

なお、政令指定都市、中核市を除く特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、有料老人ホームへは当課より直接通知しておりますことを申し添えます。

また、居宅サービス事業者へは、ホームページにてリーフレットを公開し周知しております。

記

- 1 職員及び施設利用者に下痢・血便等の症状が見られた時は、早急に医療機関を受診するよう勧奨するとともに、同様の症状を有する者が複数ある場合は、速やかに管轄の健康福祉事務所(保健所)へ報告すること。
- 2 トイレの後や食事の前には、石けんによる手洗いを励行させること。
また、おむつなどの処理をした職員に対しては、手指の洗浄と消毒を徹底させること。
- 3 湧き水などの消毒処理がされていない生水は飲まないよう、また、肉類は中心部まで十分加熱調理して食べるよう指導すること。

兵庫県健康福祉部少子高齢局 介護保険課介護基盤整備班 TEL 078-341-7711(内線 2951) FAX 078-362-9470
--